

学校法人創価大学 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

本学関係者の健康を守り、「教育・研究活動およびその他の諸活動」と「感染拡大防止」を両立するため、ガイドラインを定めました。学生・教職員の皆さんは本ガイドラインを確認し、適切な行動をお願いします。

日常生活の注意事項

- 日常から健康管理に努め、厚労省の専門家組織有志が示した「感染防止の五つの基本」（体調不安や症状があるときは自宅で療養するか医療機関を受診すること／その場に応じたマスクの着用やせきエチケットの実施／3密を避けることと換気／手洗い／適度な運動と食事）の励行をお願いします。
- マスクについては、個人の主体的な選択を尊重し、本学として一律にマスクの着用をもとめることはありません。ただし、重症化リスクが高い人への感染防止、ならびに新型コロナウイルス感染症の流行期に感染から自身を守るための対策として、マスクの着用は効果的であることが示されております。
- 発熱に限らず、咽頭痛や咳など、普段と異なる症状のある人は、無理をせずに療養してください。
- 自身の健康管理の一環として、本学ポータルサイトの「検温記録システム」をご活用ください。

<https://plas.soka.ac.jp/csp/plas/login.csp>

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、大学・短大の状況確認窓口へ報告し、自宅待機をお願いします。厚生労働省によって示されている療養期間を経過してから、通常の生活となります。

療養期間は、有症状患者の場合は「発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除が可能」となります。ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、自主的な感染予防行動をお願いします。無症状患者の場合は、「検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除が可能」となります。加えて、「5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除が可能」となります。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、自主的な感染予防行動をお願いします。

濃厚接触者となった場合

同居家族が罹患した場合など、自身が濃厚接触者となった場合は、大学・短大の状況確認窓口へ報告し、入構を控えるようお願いします。厚生労働省によって示されている期間は自宅待機となります。

自宅待機期間は、最終曝露日（陽性者との接触等）から5日間となります。ただし、2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認された場合は、3日目から待機解除となります。

大学・短大の状況確認窓口

新型コロナウイルスに罹患した場合、濃厚接触者となった場合は、以下の状況確認窓口にて報告をお願いします。

<学生窓口>

所属	状況確認窓口	電話番号	メールアドレス
学部生	学生課	042-691-2205	gakuseika@soka.ac.jp
別科生、学部留学生	国際課	042-691-8230	intloff@soka.ac.jp
文系大学院生	学事第2課大学院係	042-691-9423	gsoffice@soka.ac.jp
理工学研究科大学院生	理工学部事務室	042-691-9400	eng-acad@soka.ac.jp
法科大学院生	法科大学院事務室	042-691-9476	hoka@soka.ac.jp
教職大学院生	教職大学院事務室	042-691-9494	kyoshoku-d@soka.ac.jp
短大生	短大学生課	042-691-2201	swc@soka.ac.jp

※学部生は各学部事務室でも連絡を受け付けます。

※夜間、休日の場合は医療機関や保健所に連絡し、次営業日に本学の状況確認窓口にて連絡してください。

- <専任教員窓口> 所属事務室
<非常勤講師窓口> 教務課・短大教務課・所属事務室
<職員窓口> 所属部署

クラスター発生や感染急拡大の防止について

本学におけるクラスター発生や感染急拡大を防止するため、関係する学生・教職員に自宅待機等を要請する場合があります。自宅待機等を要請する対象者や期間は、医師等の診断や意見を参考に、本学で検討し決定します。

保健センターへの相談

新型コロナウイルスについてのご相談は、保健センターまでご連絡ください。

<電話> 042-691-9373

<利用時間> <https://www.soka.ac.jp/campuslife/healthcenter/guide/time/>